

2023年3月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2023年3月14日(火) 11:30

◎藤沢加代議員の一般質問(60分)

1. 築城基地の「米軍基地化」について
2. 旧八幡市民会館の用途変更の撤回を
3. 公共交通の課題について



藤沢加代議員への答弁と再質問

※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 武内市長
- 総務局長
- 市民文化スポーツ局長
- 建築都市局長
- 保健福祉局長
- 藤沢議員
- 総務局長
- 藤沢議員
- 総務局長
- 藤沢議員
- 総務局長
- 藤沢議員
- 総務局長
- 藤沢議員
- 市民文化スポーツ局長
- 藤沢議員
- 市民文化スポーツ局長
- 藤沢議員
- 市民文化スポーツ局長

藤沢加代議員の一般質問

私は日本共産党市会議員団を代表し、一般質問を行います。

1、航空自衛隊築城基地の「米軍基地化」について

最初に、航空自衛隊築城基地の「米軍基地化」について3点質問します。

自衛隊と米軍との一体化は、2015年の安倍政権による安保法制強行以来急速に進んでいます。岸田政権が昨年12月16日「安保3文書」改訂を閣議決定したことは、戦後日本の安全保障の在り方を根本から転換するものです。歴代の自民党政権が取ってきた専守防衛の立場を投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有と、今後5年間に43兆円の軍事費を増大させる大軍拡へと舵を切りました。

2月6日の衆院予算委員会で浜田防衛相は、日本が攻撃を受けていない下で、集団的自衛権の行使で敵基地攻撃を行った場合、「日本に大規模な被害が生じる可能性も完全に否定できない」と報復の危険性を認めました。

本市には、陸上自衛隊小倉駐屯地、富野分屯地、近隣には航空自衛隊芦屋基地、同築城基地があります。これまでの「専守防衛」の自衛隊であれば、攻撃をしかけることはありません。ところが、米軍基地となれば出撃基地となり、攻撃を受けていなくても自衛隊の出撃の可能性があります。築城基地の「米軍基地化」は本市として重大な関心を払わざるを得ません。築城基地配備のF15戦闘機は本市市街地の上空に16秒で飛来します。

「米軍再編ロードマップ」の合意に従い、米軍普天間基地の「緊急時の機能移転」として、2020年から兵員約200人の受け入れを想定した整備が進められてきました。我が党の県議団によると、3万平方メートルという広大な駐機場、燃料タンク、弾薬庫、地上3階地下1階、および地上2階の庁舎2棟、4階建て宿舍等を建設、戦闘機12機、輸送機1機の受け入れ、滑走路の強化や300メートルの延長等です。最終的には米軍に引き渡されることになっています。

昨年11月10日から19日まで、「台湾有事」を想定し、自衛隊施設や在日米軍施設を使用した過去最大規模の日米共同統合演習（実動演習）「キーン・ソード23」が実施されました。自衛隊約26000人、艦艇約20隻、航空機約250機、米軍約10000人、艦艇約10隻、航空機約120機が参加するとともに、豪軍、加軍、英軍も参加。NATO、フランス、韓国などからのオブザーバーを招へいしました。築城基地では11月10～18日に日米共同訓練が実施されました。2007年以来、築城基地を使用した日米共同訓練は年に1回ないし2回行われてきましたが、施設整備後は、大幅に増えることが予想されます。

普天間基地は沖縄県宜野湾市の中央、住宅密集地に位置し、2004年には沖縄国際大学にヘリが墜落するなど、「世界一危険な米軍基地」として知られ、名護市辺野古への移転が強行

されようとしています。普天間基地には弾薬庫がありません。普天間の米軍機は劣化ウラン弾を含む嘉手納基地の弾薬を搭載しており、築城基地に核を貯蔵する可能性を否定できません。普天間基地の機能を受け入れることは福岡県のみならず九州全域が普天間同様の危険にさらされることとなります。

さらに、わが党のしんぶん赤旗日曜版2月26日号は「全国約300の自衛隊基地を化学・生物・核兵器などによる攻撃に耐えるよう整備する一。全国どこでも戦場になることを想定した計画を防衛省が立てていた」ことを伝えました。築城、芦屋基地はもちろん小倉駐屯地、富野分屯地も対象とされています。

そこで第1に、このような築城基地の普天間基地からの機能移転や米軍受入のための施設整備の状況について、市長はどのようにお考えですか。認識を伺います。①

第2に本市はこれまで国の専管事項として、自衛隊や米軍の情報については「知らぬ、存ぜぬ」で済ませてきましたが、このままでよいのでしょうか。特に訓練や演習について防衛省や九州防衛局から積極的に情報を収集し、市民に知らせるべきではありませんか。答弁を求めます。②

第3に日米共同訓練や演習の際、米兵が基地内に留まらず外出することもあるでしょう。本市内に足を延ばすことは十分考えられます。市民の安全安心のため、事故対策や治安対策等を求めます。③

2、旧八幡市民会館の用途変更について

次に、旧八幡市民会館の用途変更の撤回を求め4点質問します。

旧八幡市民会館に埋蔵文化財センターを移転させる計画は、令和2年基本設計、今年度は実施設計を行っていますが、武内市長に再検討を求めて質問します。

市長選において、「八幡市民会館の活用を考える連絡会」の公開質問状への回答を拝見しました。文化に対するお考えを最も明確にお答えになっていたのが武内市長でした。ロンドンでの外交官としての経験、世界60か国を訪問、とプロフィールに記された経験を踏まえての回答と受け止めました。「歴史的な文脈を持つ施設すなわち『ハコ』とは、単なる『機能』ではなく『土地の記憶』であり『まちのアイデンティティ』」とお考えは、昨年8月わが党出口成信議員と私でお話を伺い感銘を受けた本市出身のヴァイオリニスト篠崎史紀氏のお考えと共通しています。

ヨーロッパ経験の長い篠崎氏は、「ヨーロッパの歴史は『教会』と『オペラハウス』と『コンサートホール』の3つで、人の集まるところ、つながるところ、安らぎの場所、心のよりどころである。だから第二次世界大戦で、一番に攻撃されたのが『教会』と『コンサートホール』で、人間の心を壊してしまうという事なのだ。日本では、家も古いものを修復して維持していくのが大変だから壊して新しいのにしていくが、ヨーロッパ人は絶対にそれをやら

ない。自分たちのアイデンティティをものすごく誇りに思っている。積み上げてきた時間の経過は買えない。『文化』とは『ハートの中に残るもの』で、『記録』ではなくて『記憶』である。記憶をたどるものがなくなったら、みんな進めなくなる」と、言われました。心のよりどころ、記憶をたどれるものを壊してしまっているのかという事です。市長は「その（旧八幡市民会館）在り方については、十分に開かれた議論を尽くし方向を定めていくべきものと考えます」とも述べられています。壊されてしまえば取り返しがつきません。まだ間に合います。「十分に開かれた議論を尽くす」ことの実策を問うとともに、専門家や保存を願っている市民との議論を十分に尽くすよう求めます。④

第2に、これまで前市長及び担当局長は、用途変更したことを理由に旧八幡市民会館の歴史的・文化的価値の調査すなわち「文化財調査」は行わないと拒否し続けてきました。日本建築学会など多くの団体や市民から保存要望が出され、ドコモモジャパンが「保存すべき近現代建造物」に選定している旧八幡市民会館です。文化財としての調査を行うべきです。答弁を求めます。⑤

第3に北九州市は近現代建築が東京に次いで多い建築シティと言われています。なくしてはならないと市民と関係者の尽力で保存された建築物もありますが、すでに壊されたものも多々あります。全市的に歴史的・文化的価値の調査をして市の責任で建築物の保存計画をつくるべきです。答弁を求めます。⑥

第4に築40年となる埋蔵文化財センターの在り方については、築64年の旧八幡市民会館への移転が前提となっています。また、公共事業評価に関する検討会議のメンバーには、考古学者が含まれていません。埋蔵文化財センターの事業計画の検討にあたっては、旧八幡市民会館とは切り離して考え、かつ考古学者などの専門家と十分に議論すべきです。答弁を求めます。⑦

3、公共交通の課題について

最後に、公共交通の課題について3点質問します。

第1に小倉南区東谷地区における代替交通についてです。小倉南区は面積が広く、地域住民の足をいかに守るか、国道10号と国道322号に沿っての利便性をいかに確保するかという課題があります。

西鉄バス筑豊による田川快速小倉線の廃止問題は小倉南区議員協議会の課題として取り組んできましたが、存続は叶わず2021年9月30日をもって廃止となり、本市は路線維持のために車両の小型化の補助金制度を創設し、西鉄バス北九州が頂吉越から中谷までの路線を新設しました。それでも、利用者数を増やすことができず今年度末で廃止となります。代替

はおでかけ交通の手法で準備が整い、4月1日から運行予定です。

「せめて守恒まで延ばして欲しい」「行き帰り1便ずつでも乗り換えなしに」などの利用者の要望は反映されましたが、「帰りの待ち時間が長い」「地元のスーパー『けんちゃんの村』にバス停を」などの声は取り入れられませんでした。バス料金はどこまで乗っても1回600円。西鉄と並行して走る区間は上りは降車のみ、下りは乗車のみ制約があります。「不便」「高い」などの声が聞こえてきます。地元の方々は、これまで「乗って残そう新バス路線」を合言葉に乗客を増やす努力をしてきました。「不便」「高い」を解消できないと乗らなくなり、維持できなくなるのではとの不安がよぎります。料金をもっと安くする、どの区間でも西鉄にもおでかけ交通にも乗れるようにするなど、この不安解消のために市がもっと支援すべきです。答弁を求めます。⑧

第2に高齢者福祉乗車券についてです。請願署名22,849筆が市議会に届き、保健福祉委員会で審査されました。これらの議論の中で、「西鉄バスグランドパス65など高齢者の外出の環境は整っている、多大な財政負担が生じる」と保健福祉局長は拒否し続けていますが、市営バスのふれあい定期やモノレールのシルバーパス、西鉄バスグランドパス65などを利用している高齢者の割合については市は把握していません。しかも市営バス、モノレール、おでかけ交通は地域限定です。またこうした制度は福岡市をはじめ政令市20市のうち13市が実施しており、多大な財政負担は拒否の理由にならないことが明らかにされています。さらに、高齢者支援の保健福祉局と交通政策担当の建築都市局の連携をとる意見が多数出ました。ニーズ調査あるいは交通環境の実態調査の要望も出ています。その後の検討状況及び課題について、市長の見解をおたずねします。⑨

最後に、市民の交通権の保障についてです。

私は2019年9月議会において、福岡市にならい「交通基本条例」策定を求める質問をしました。当時の建築都市局長は、「環境首都総合交通戦略に基づき交通施策を推進する」として「交通基本条例の制定までは考えておりません」と答弁しました。本市策定の「環境首都総合交通戦略」は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通計画」であり、同法は2013年制定の交通政策基本法の基本理念に則って改正されたものです。条例の制定は義務化されてはいません。

福岡市は2010年の条例策定で、交通政策基本法の制定に先立つものですが、高く評価されています。第1条に、「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保を図る」「市民の生活交通を確保し、すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動を保障する」とあります。

交通政策基本法制定の意義は、憲法に保障された基本的人権の1つとして、国および自治体

による国民・住民の交通権の保障が明記されるかどうかにはありましたが、残念ながら明記に至らず、2020年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正においても、明記されていません。制定時、国土交通省交通政策審議会と社会資本整備審議会に設けられた「交通基本法案検討小委員会」の資料によれば、「『交通権』とは国民の移動する権利であり、日本国憲法の第22条（居住・移転および職業選択の自由）、第25条（生存権）、第13条（幸福追求権）など関連する人権を集合した人権と定義される」とあります。

交通政策基本法は交通権保障の明記に至らずとは言え、その制定の意義等で明らかにされてきた課題は明確です。「市民の交通権の保障」すなわち「いかに市民生活に必要な移動を保障する」かです。移動に制約のある市民の生活に必要な交通の確保を図るために、市の果たすべき役割について、基本的な考えを示してください。答弁を求めます。⑩

[旧八幡市民会館の用途変更について]

■武内市長

まず、私の方から旧八幡市民会館の用途変更、十分に開かれた議論ということについてのお尋ねがございました。

そもそも歴史ある建物の文化的な価値や歴史的な価値、これは単純な合理性や財政的観点からのみ判断されるべきものではない、というふうに考えております。ご指摘のアンケートでは価値のある建物であることを踏まえまして、十分に開かれた議論を尽くし方向を定めていくべきもの、というふうにお答えをしました。

ご指摘の旧八幡市民会館もまた価値ある建物であり、市長に就任してからこれまでの経緯や現状について担当部局からも詳しく説明を受けました。その中で八幡市民会館の廃止の方針決定から、埋蔵文化財センターへの用途変更に至るまで、市民や文化団体、地域団体に加え、企業やまちづくり団体のほか、建築の専門家など多くの方々から意見や要望を伺っているということの詳細を確認させていただきました。

従って今回の移転に関するプロセスについてはこれまで十分な時間をかけ、議会を始め、専門家や市民の意見などを踏まえるなど、開かれた議論の結果、方向性が定められたものというふうに考えております。

今後ですね、旧八幡市民会館の建物を保存して行う埋蔵文化財センター移転事業については、現在実施設計に着手はしているものの、旧八幡市民会館が価値のある建物であることを踏まえて、その後の活用のあり方も含め、引き続き関係者や市民の皆様の意見に十分耳を傾けながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

そして次に公共交通の課題について、市の果たすべき役割についての基本的な考えについてのお尋ねがございました。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自

治体などが果たすべき役割などを定めた交通政策基本法が平成 25 年 12 月に施行されました。

この法律では、日常生活における交通手段の確保や利便性の向上などのために必要な施策を講ずるものとされており、地方自治体の責務としてその区域に応じた施策を策定・実施すること、情報提供などを通じて住民などの協力を得るように努めることなどが定められております。

この交通政策基本法に先立ち、北九州市では人口減少や自動車利用の増加で公共交通の衰退が進めば、公共交通以外に移動手段を持たない方々の移動が制約されることを懸念いたしまして、平成 20 年 12 月に北九州市環境首都総合交通戦略を策定いたしました。令和 4 年 3 月に改訂した現在の戦略におきましても、市民生活における必要な移動を確保するため、異なる事業者間の連携強化やお出かけ交通の充実など、30 の施策を進めております。

これら施策の推進にあたりましては、市の役割を地域や目的に応じてバランスの取れた交通体系に関する計画を企画立案し、必要に応じて合理的な支援制度を確立すること、啓発や広報活動などに積極的に取り組むとともに、各関係者間の連携協力に積極的なリーダーシップを発揮すること、としておりまして、交通事業者や企業・市民の皆様方と共同して持続可能な公共交通ネットワークの実現に努めております。

これは公共交通基本法で定められている地方公共団体の責務にも合致しているものでございます。

北九州市と致しましては、引き続き環境首都総合交通戦略というものを着実に進めることで、市民の皆様方の生活に必要な交通の確保をはかってまいりたいと考えております。私からのご回答は以上でございます。

[築城基地の米軍基地化について]

■総務局長

航空自衛隊築城基地の米軍基地化についての 3 つのお尋ねについてまとめてご答弁申し上げます。

平成 18 年 5 月に日米両政府が合意いたしました米軍再編の工程表となります「再編実施のための日米ロードマップ」におきましては、普天間飛行場の能力を代替するため、同飛行場の返還前に、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時使用のための施設整備を必要に応じて行うこととされております。

こうした国の取り組みは国民の生命・財産を守るためのものと承知しております。これら施設整備の進捗について、防衛省にお尋ねしたところ、2 月下旬の段階で築城基地の駐機場や弾薬庫については既に整備済みであり、滑走路の延長については現在調整中とのことでした。

なお、防衛省によりますと、芦屋基地については北九州市に対し訓練等の情報を随時提供しているものの、築城基地の訓練等の情報や整備状況に関する情報については行橋市など、近隣自治体1市2町、及び福岡県へは提供しておりますが、北九州市は情報提供の対象となっていない、ということでございました。

このことは国が北九州市には訓練等の影響が及ばない、と判断しているものと受け止めております。また、北九州市は築城基地とは、直線距離で約14 km 離れており、これまでも北九州市民から築城基地の騒音や危険性に関する苦情等は承っておりません。

こうしたことから現段階で築城基地における訓練や演習に関する随時、情報を受けることについて防衛省等に申し入れることは考えておりません。

次に米兵による事故や治安対策について、でございますが、築城基地周辺の1市2町、これは行橋市、築上町、みやこ町でございますが、こちらに確認いたしました。駐留する米兵の方を対象とした対策については、特段行っていないということでございました。

さらに米軍基地が所在する自治体におかれましても、同様に特段の対応を行っていないことを確認しております。こうした状況を踏まえまして、北九州市といたしましても米兵の方に対する特段の対策を行うことは考えてございません。

いずれにいたしましても、自衛隊施設の整備をはじめ、国の安全保障に関する最終的な判断は国の責任において行われるべきものと考えてございます。施設整備等により住民生活に影響を与える場合は、政府において適切な判断がなされるものと考えております。

北九州市と致しましては、今後とも市民の安全・安心を守る立場から、必要に応じて情報収集、対応を図って参ります。私からは以上でございます。

[八幡市民会館、埋蔵文化財について]

■市民文化スポーツ局長

私からは旧八幡市民会館の用途変更の撤回につきまして、残り3点順次ご答弁申し上げます。

まず、文化財としての調査を行うべきについてご答弁いたします。

旧八幡市民会館につきましては、議会の承認を得て、平成28年3月に、市民会館としての機能を廃止し、建物については民間による利活用を前提として、検討を行うことといたしました。その利活用策につきましては、市民や企業、大学、まちづくり団体等によって構成された八幡市民会館リボン委員会により、2年以上にわたって検討が行われましたが、採用実現には至りませんでした。

その後、旧八幡市民会館を保存活用してほしい、との市民の意見や公共施設マネジメントの視点を踏まえ、旧八幡市民会館の建物を用途変更し、既存施設の移転先として活用しない、活用できないか、北九州市において検討を重ねてまいりました。

利活用の検討を進める中で、埋蔵文化財センターが近い将来、老朽化対策として、大規模な改修工事が必要なこと、当該地はマンションが隣接するなど、高度利用が図られるべき地区であること、こうしたことから旧八幡市民会館の建物を、埋蔵文化財センター及び収蔵庫として活用するという方針を決定し、議会で承認を頂きました。

こうした手続きや経過を踏まえ、旧八幡市民会館につきましては、埋蔵文化財センターとして活用することとなりました。結果として旧八幡市民会館は用途変更するため、文化財調査を行うことは考えておりませんが、埋蔵文化財センターとして用途変更の影響を受ける範囲についても記録保存調査を実施したところであります。

次に、近現代建築について、全市的に歴史的文化的価値の調査をして、市の責任で建築物の保存計画を作るべきとの質問に答弁します。

全国には優れた意匠などを持つ近現代建築物が数多く残っておりますが、北九州市においても同様に近現代建築物が多く残っております。

議員お尋ねの近現代建築物の歴史的文化的価値の調査につきましては、現在国の統計的な指針などは示されていないものの、民間の施設も多数あることから、所有者の意向を尊重し、個々の事情に合わせて調査をしております。

また保全計画につきましては、文化財保護法では重要文化財の管理・修理・公開と同様に、保存及び活用に関する計画も所有者が作成することになっております。

このため法の考え方に準じ、保存計画は所有者が作成するのが適切であると考えております。なお、市の役割といたしまして、所有者が保存活用計画を作成する場合、指導助言を行っております。北九州市でも門司港駅や部埼灯台の保存活用計画の作成にあたりましては、文献等の各種資料提供や計画が文化庁の指針に沿っているか、といった内容の精査などの指導・助言に加え、計画書の作成などの支援を行った所であります。

次に、埋蔵文化財センターの事業計画にあたって、考古学者などの専門家と十分に議論すべき、との質問に御答弁いたします。

埋蔵文化財センターにつきましては、北九州市における埋蔵文化財行政の中心施設として、埋蔵文化財の発掘調査、出土品の整理・収蔵、埋蔵文化財の研究、埋蔵文化財の普及・啓発といった業務を行っております。

これらの業務は幅広い時代背景や多様な出土品に関する専門知識を有する学芸員が担当し、その専門知識により事業を計画し、実施しております。一方、文化財の指定など個別の案件について、その時代背景や専門研究分野など、より高度な知見が必要となる場合には、考古学や埋蔵文化財行政に関する専門知識を有した文化財保護審議会の委員等の専門家から、意見を伺いながら事業を進めてきたところがございます。今後も引き続き必要に応じて、専門家から意見を伺いながら事業に取り組んでまいりたいと考えております。

途中のあの近現代の歴史的文化的価値の調査について、現在「国の統一的な指針」ということで、訂正させていただきます。以上です。

[公共交通の課題について]

■建築都市局長

私の方からは公共交通の課題についてのうち、東谷地区でのお出かけ交通について料金を安くする、どの区間でも乗車できるようにするなどの支援をすべき、とのことについて答弁します。

田川快速小倉線の代替路線-東谷徳力線は、路線バス事業者に対する北九州市の助成制度を活用し、西鉄バス北九州が運行を行っております。運行にあたりましては、地元、西鉄バス、市の3者で十分に協議を行い、ダイヤや路線の設定を行うとともに地元における利用促進活動など路線維持のため、利用者増に向けた取り組みも行っていました。

しかしながら、採算ラインを大幅に下回り、継続的な運行は困難なため、山ヶ迫（やまがさこ）から頂吉越（かぐめごし）の区間を、今年の3月で廃止することとなりました。この区間が廃止となった場合、地域の公共交通が不便となり、新たに公共交通空白地域も生じることから、運行経費の一部などを北九州市が支援します。

お出かけ交通の導入について、地元の方々や、運行予定の交通事業者も交えて準備を進めて参りました。導入に向けて協議を重ね、地元の意向を可能な限り反映した結果、現状と同程度の便数は確保しつつ、さらに利用しやすくなるよう徳力団地までになっている行先を、中谷経由で守恒の商業施設前まで直接アクセスできる路線として4月1日から運行を開始することとなりました。

既存のバス路線と重複する区間につきましては、お出かけ交通の運行により路線バスの収支を悪化させることがないように、バス事業者や地元など関係者との協議の結果、守恒方面は降車のみ、頂吉越方面は乗車のみ、乗降制限を設けることになりました。

運賃につきましては、頂吉越（かぐめごし）から守恒まで運行すること、ワンマン運転による運賃収受となることなどを踏まえまして、一乗車600円、小学生以下は300円の均一料金とすることで、地元にもご理解をいただいているところでございます。

このように様々な協議を経て運行を始めるものではございますが、交通事業者からは利用者が想定より増えれば、運賃や経路などについて、協議も可能との意見もいただいております。まずは多くの方々に利用していただきたいと考えているところでございます。

公共交通を維持していくことは、重要な課題と認識しております。東谷地区を含め、引き続きしっかりと、生活交通確保のための取り組みを進めてまいりたい、このように考えています。私からは以上でございます。

■保健福祉局長

私の方からは、公共交通の課題についてのうち、高齢者福祉乗車券について、でございます。保健福祉委員会での議論ののちの検討状況、課題について、でございます。

まず高齢者が住み慣れた地域におきまして、外出しやすい環境を整えるということは重要でございます。これまでも申し上げておりますが、北九州市では日常生活圏域での高齢者の生活支援や社会参加、健康づくりが図られるよう地域が主体となって買い物支援を行う「買い物応援ネットワーク」。これは令和3年度以降でございますが、1カ所増えてございます。また身近な地域交流の場となる「高齢者サロン」の立ち上げ支援。こちらにつきましては令和3年度で54カ所増やしております。

また市民センターを拠点とした健康づくりなどの事業に取り組んでいるところであります。公共交通の確保のための取り組みでございますが、鉄道駅やバス停から一定程度離れた公共交通空白地域におきましては、高齢者などの生活交通を確保するため、地元交通事業者と連携した「お出かけ交通」などに取り組んでいるところであります。

さらに市営バスにおきましては、大型バスが運行できない高台地区の方々の買い物や、通院の手段を確保するため、お買い物バスの運行なども行なっております。

交通費助成にかかります他都市の取り組み状況については、これまでも保健福祉委員会での議論の後も情報収集に努めてきております。

この中では財政的な負担を理由といたしまして、制度の廃止や縮小を行った政令指定都市もございます。例えば廃止については、千葉市（平成20年度）、浜松市（平成29年度）、事業の縮小については広島市、神戸市が令和2年に行っている状況です。

このように高齢者への交通費助成の課題としては、多額の事業費を要するというものがございます。例えば福岡市と同様の助成をした場合、年間約17億円が必要と試算しているところでございます。

引き続き。保健福祉政策の観点からは、限られた財源を効果的・効率的に活用しながら、地域における高齢者の生活支援の充実、また公共交通を中心とした生活交通の確保、このように努めていきたいと考えております。以上でございます。

【再質問】

〔築城基地について〕

○藤沢議員

市長が変わりましたので、これまでの議論の延長上ではない何か新しい観点とか、お考えが聞けるのではないかと八幡市民会館と公共交通については質問もさせていただきました。市民の期待は、やはりアンケート、それから、様々なところでお話も伺いました。私の身近なところでも、武内市長に投票した方がたくさんおいでです。変わってほしい、という期待

があったと思います、私は。ですから、その期待にたがわないかじ取りをぜひ期待したいと思いますが、今回のお答えは、これまでの延長上の一もう何年も議論してきたということもありますが、そのことを踏まえての答えだったかと思いますがけれども、新しい観点とか期待外れだったということをまず指摘しておきたいと思います。

今後ですね、これらの課題については議論を深めていきたいというふうに思っておりますが、今日私が、第2質問をさせていただきたい第一は 築城基地の問題です。

この課題について、今回私は初めて取り上げさせていただきました。米軍や自衛隊の問題は「国の専管事項」として、市長も執行部の皆様もお答えのしにくい問題であることを承知ですが、新しい市長は国に物申す市長であってほしい、という思いから、質問させていただきました。質問の前に、なぜこの問題を初めて取り上げたか、について述べさせていただきます。

私は今期、市議会の中で年長から二番目の議員となりました。河田先輩を除き、すべての皆さんが私より若い方々です。

私は先の戦争で生き延びて帰ってきた大正生まれの父と母から生まれた、いわゆる団塊の世代です。教室の中は40人どころか55人、ひしめき合っていました。世の中はどんどんよくなっていく。便利になっていく、という希望がありました。

ところがいつのまにか悪くなっていっている、不便になっていっているという、今の社会の状況が変わってきました。この社会をつくっている世代的責任を感じるようになりました。その一つが日本は二度と戦争はしない、と育った私たちなのに、子どもや孫の世代は、その安心が脅かされるようになったことです。

母は97歳になり、自分が生きている間に、また戦争するかもしれないことになるとは、夢にも思わなかった、と言っています。私は子ども心に、父や母は、なぜ戦争に反対しなかったのかと思っていましたが、直接聞くことはしませんでした。

父母を苦しめることになると思ったからです。でも私は自分の子どもにはそんな疑問を絶対に持たせない、と思ってきました。父や母から戦争の経験を、体験をじかに聞いた世代として、戦争は絶対ダメだ、戦争はさせない、日本を戦争する国にしてはならない、という世代的責任があると考えてきたからです。

国まかせにして、同じ轍を踏むまいとの思いです。前置きが長くなりましたが、質問させていただきます。

それで昨日の市長の答弁の中にもございました。それを踏まえますと、まず築城基地について、普天間の機能移転は、わが国の防衛力の強化を逸脱している、とは考えないか。武内市長にお尋ねします。防衛力の強化は、岸田総理と「軌を一にしている」という、昨日はお答えでしたので、改めてお尋ねします。

■総務局長

第一答弁を私がいたしましたので、私の方から答弁いたしますが、普天間の機能移転につきましては、これはあの議員の方もおっしゃったように、安全保障については国の専管事項ということで、国の責任において行うべきというふうに承知しております。そのため、地方公共団体としては意見を述べることを差し控えさせていただきたいと存じます。

○藤沢議員

続いてやはり武内市長にお答え願います。昨日 平和都市宣言、非核平和都市宣言を継承する、というお答えでした。私の第一質問にもありましたが、普天間から来る米軍機には、劣化ウラン弾を搭載している可能性があります。そういうことは確認をすべきと思いますが、いかがでしょうか

■総務局長

第一答弁でも答弁しましたが、国の方でこういった計画については、どういう自治体に情報提供するかについては、随時ご判断のうえ、提供されていると、存じます。こういった計画について北九州市の方から、防衛省の方にお尋ねすることは、現段階では考えてございません。

○藤沢議員

総務局長は今、国が考えることだからとか、自衛隊の基地からですね、関係の自治体ではないということで、情報もこないのは、それは影響がないというふうなことだ、という答えでしたけれども、私が今回取り上げたのは、今までとは違いますよ、と。これからの危険性を考えてのことだというふうに、全体について言いたいと思います。

それでですね。関係自治体、築城基地については1市2町ということなんですけれども、本市も関係自治体であるというふうにして、築城基地からの情報を積極的に受け取るべきだと思いますけれども、いかがでしょうか

■総務局長

第一答弁の繰り返しになりまして恐縮でございますが、まずは国の安全保障については国の専管という大前提がございまして、その中で芦屋基地については、北九州市は随時、提供は受けております。そういったなかで、築城基地については、国の判断で、今のところ北九州市の影響を判断した上で一市二町の方に、随時提供されていると。

北九州市といたしましても、今のところ市民の方々からのご意見がない段階で、あえて北九州市の方から国の方にお尋ねすることは考えていない。そういうことでございます。

○藤沢議員

危機管理とカリスク管理とかというようなことも、災害などでも考えていますよね、北九州市は、市民の安全・安心のために。そういうことですね、これから先の危機管理として、ですね、こういうことが想定されるということが今、大問題になっている中で、市民の方から通報がないからといって、このままにしておいていいのか、ということがあるかと思っています。

でも今のところの考えはそういうところだと。そういうことで済んできていたのは安心です。でもこれからどうなのかっていうところをね、ぜひ私は市としても考えるべきだ、市長としても考えていただきたい、というふうに思います。

それで次に進みます。「赤旗日曜版」2月26日号がスクープしました、全国の自衛隊300の強靱化、核にも、生物（兵器）にも、化学兵器にも、そういう攻撃に耐えるように作り変えようとしている。本市には北方駐屯地、富野分屯地がその対象になっています。その具体的計画についてですね、いずれはもちろん国会の中でも明らかになっていくかと思いますが、北九州市として積極的に計画を明らかにするようにと情報を求めるべきだと思いますが、いかがですか

■総務局長

繰り返しになりまして非常に恐縮ではございますが、今、議員もおっしゃったように、いずれ自治体に情報提供をすべき時が来るということであれば、国の方から情報提供があると思います。

こういった高度な国家の安全保障にかかわることについて、国もやはり、こういったところに、どの段階で、こういった自治体に情報提供していくか、ということについてはご判断されると思っておりますので、現段階におきましては、北九州市の方から情報を取りに行くことは考えておりません。

○藤沢議員

私も、ですね、歴代の自民党政権がだんだんと軍事拡大をしていく中でもですね、専守防衛であれば、です。まったく私もその立場でね、安心していたと思います。

でも専守防衛の立場を投げ捨てようとしているわけですよ、今や岸田政権が。ここが、私がこれをね、取り上げざるを得なかった理由です。

私は北方駐屯地のすぐそばに長年住んでおりました。すぐそばにあります国家公務員宿舎に20年以上住んでいたんですけれども北方駐屯地の中をよく知っています。子ども会のキャンプをさせてもらったこともあります。どこに弾薬庫があるかも知っています。周辺は

ですね、北九州市立大学、企救丘中学、小倉南警察署、生涯学習センター、小倉南区役所、北九州高校、先ほどの宿舎、小倉南体育館、それから医療刑務所、拘置所、それから少年鑑別支所、本当にたくさんの施設と、住宅もあります。

こういう中にある北方駐屯地が皆さん、もし反撃を受けることになったら、報復を受けることになったら、一番に狙うのは、弾薬庫ということが、ウクライナとロシアの戦争でも分かっています。

こういう北方駐屯地の強靱化がされるということは、この辺が危ない、ということ为前提にしてるわけじゃないですか。こういうことを私たちが知らなくていいのかっていうことなんです。もう一度お答えいただきたいと思います

■総務局長

繰り返しになって非常に申し訳ございませんが、そういった計画につきましてはやはり、国がどの段階で、どういうふうに情報を提供していくかということは、ご判断されると存じますので、いまのところ、情報提供について積極的に取りに行くことは考えておりません。

[八幡市民会館について]

○藤沢議員

ほかの事も聞きたいので、築城基地については以上で終わります。次に八幡市民会館についてです。八幡市民会館については、やはり市長がアンケートにお答えになったことで、市民の中からは期待の声が上がっております。本日も傍聴にお見えの方もいらっしゃるかと思うんですけども、この八幡市民会館とそれから埋蔵文化財センターのあり方については、両方の問題が一体になっております。

これについては市長が具体的な意見を聞いていくというのが、アンケートに書かれてありましたので、そういう立場でさらにもっと広く意見を聞いていただきたいというふうに思いまして、質問をさせていただいたんですけども、これまでの経緯（いきさつ）がありますのでね、市長も安易には答えられないかなと思ったんですけども、やはり 文化的な非常に造詣の深いお答えをされておりましたのでね、期待感がございましたけれども、この八幡市民会館とそれから埋蔵文化財センターの問題については、この間、もうすぐ10年ぐらいですね。北九州市内の市民団体が熱心に保存運動を取り組んできました。

旧八幡市民会館、それからもう壊されてしまった八幡東の図書館、そして城野遺跡ですね。この二つの保存運動の団体が熱心に取り組んできて、今、この人たちの運動のおかげで、私どもも、北九州市もといっていると思いますが、北九州市の文化行政のあり方が問われてきましたので、さらに今後、これが問われていくというふうに思います。

そこで市長に改めてお尋ねしたいのは、昨日から今日も文化政策についても一文化非常に幅広いですからいろいろな分野がありますけれども、この八幡、近現代建造物と、それから遺跡・古墳とか古い埋蔵文化財などについての文化行政についてですね、改めて市長にも保存などについて、さらに考えていただきたい、というふうなことを要望しておきたいと思っています。

そこで八幡市民会館についてお尋ねします。先ほどもう議会も承認しているから、用途変更はしないと。それから移転も決まって、これも議会が承認してるから進めていく、というお答えだったかと思うんですが、先ほどの中で旧八幡市民会館の記録保存調査も行なっているというふうな返事がございました。

この記録保存調査についてドコモモと専門家、建築の専門家などの意見を聞いたか、お尋ねします。

■市民文化スポーツ局長

記録保存にあたりまして、ドコモモ等の専門家の意見を聞いたかっていうご質問です。ドコモモから直接は、お聞きはしておりません。ただ、建築を専門とする北九州市の文化財保護審議会の委員さんの方に、ご意見をお伺いしております。

その中で色々アドバイスいただきまして、例えば、写真を多く撮影することとか、装飾部—いろんなデザインとかありますけれども—装飾部の詳細の記録も残しておいた方がいいとか、色々アドバイスを頂いております。そういった中で、我々としては、専門家の意見をしっかり聞いて反映させたというふうに考えております。以上でございます。

○藤沢議員

その文化財保護審議会のアドバイスを頂いたってということなんですけれども、その中に建築の専門家はいらっしゃる、建築の中でも色々専門分野があるかと思いますが、専門家がいらっしゃるとしたら、どういうご専門の方なのかということをお知らせください

■市民文化スポーツ局長

建築の関係の専門の方ということでご理解いただければと思います。ちょっと補足になるんですけど、九大大学院の井上さんという准教授の方もいらっしゃるんですけど、近現代建築物のデジタル技術の調査を多くおこなっていらっしゃる方ですが、その方にもアドバイスを頂きました。以上でございます。

○藤沢議員

今の先生は、村野藤吾氏の建築物について関心をお持ちの方ですよね、確かね。タイルとか、意匠についての。はいわかりました。ただ、この課題についてはですね、やはり市内の建築家の方とか、日本建築学会、それからドコモモジャパンの方、そして 埋蔵文化財センターについては、日本考古学協会が協力もするっていう申し出もされてるわけですから、きちんとやはり手続きを進める段階で、専門家の意見を十分に尊重すべきだというふうなことを申し上げたいと思いますが、お答えはいかがですか。

■市民文化スポーツ局長

しっかりそこは考えてきたいと思います。以上でございます。